

裁 決 書

審査請求人

処分庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和3年11月20日付けをもって提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護変更決定に係る処分（令和3年8月18日付け[REDACTED]。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求には理由があるから、本件処分を取り消す。

概 要

1 生活保護法（以下「法」という。）による保護を受けていた請求人世帯において、請求人の二女が障害基礎年金及び障害共済年金を受給する（以下、あわせて「本件年金収入」という。）とともに、二女が長崎県育英会（以下「育英会」という。）及び[REDACTED]社会福祉協議会（以下「社協」という。）から奨学資金を借り入れていた（両者をあわせて「本件借入」という。）ところ、本件借入につき分割による償還を行っていた。

処分庁は、上記各償還について、請求人世帯の自立更生のために、本件年金収入の収入認定から控除していたところ、請求人が本件借入のうち育英会分の残債務を一括償還した（以下「本件償還」という。）にもかかわらず、処分庁が本件償還の事実気付かず育英会に対する償還分の控除（以下、本件償還以降の控除を「本件控除」という。）を続けた結果、本件控除に相当する保護費が過支給となっていたとして、その一部を実質的に戻入させる趣旨で保護費が変更された（本件処分）ため、本件処分の取消しを求めた事案である。

2 関係法令等の定め

（1）法の定め

ア 法第1条（目的）

法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

イ 法第4条第1項（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

ウ 法第8条第1項（保護の基準）

保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

エ 法第25条第2項（職権による保護の変更）

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。

オ 法第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

カ 法第80条（返還の免除）

保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させる場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

(2) 保護手帳等の定め

生活保護行政、実務に従事する者等の利用を念頭において、関係法令、通達等を取りまとめた「生活保護手帳」及び法、実施要領等の解釈を中心に問答集として作成された「生活保護手帳別冊問答集」（以下、あわせて「保護手帳等」という。）には、本件に関連する事項につき、以下の記載がある。

ア その他の控除（局第8-4-(3)-ア）

貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行われることを確認したうえ、次に掲げるもの（注：本件借入は「国若しくは、地方公共団体により行われるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われるものであって、償還の免除又は猶予を得られなかったもの」に該当する。）について、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入<中略>）から控除して認定すること。

イ 保護の要否及び程度の決定（局第10-2-(8)）

最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用する場合及び<中略>を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。

ウ 扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例（生活保護手帳別冊問答集 問13-2）

既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10-2-(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱い、遡及変更が3か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。

確認月からその前々月までの分であっても法第80条を適用すべき事情があるときは、この取扱いとは認められないこと。

3 前提事実（証拠により容易に認定できる事実又は争いのない事実）

(1) 請求人世帯について

請求人は、本件処分当時〇〇歳の女性である。

請求人世帯は、請求人、長女（本件処分当時〇〇歳）及び二女（同〇〇歳）の3名で構成されている。

請求人世帯は、以前にも保護を受けていたことがあったが、いったん保護廃止になった後、平成28年12月から再び保護（以下「本件保護」という。）を受けるようになった。

なお、二女は、障害者支援施設に入所している。

(2) 本件年金収入の収入認定と償還の控除

二女には本件年金収入があり、本件処分時における受給額は、合計月約11万8000円であった。

請求人は、本件借入につき分割による償還をしていた。毎月の償還額は、育英会分が7830円、社協分が6750円であった。なお、それぞれの完済予定時期は、前者が令和7年9月、後者が令和5年9月であった。

処分庁は、上記各償還について、本件保護開始当初から、上記2(2)アの保護手帳等の定めに基づき、請求人世帯の自立更生のために、本件年金収入の収入認定から控除していた。

(3) 本件償還

請求人は、令和元年5月、育英会に対し、本件償還を行った。その額は、約59万円であった。本件償還の原資は、毎月の保護費及び本件年金収入が全額使われずに残った分の蓄積で賄われた。

なお、請求人は、処分庁に対し、本件償還を行った旨連絡していなかった。他方で、本件償還後、令和元年6月と令和2年6月の2回にわたって、年1回の収入・資産の定期申告を行い、育英会に対する償還金が引き落とされていた預金通帳の写しを提出していたが、処分庁は、本件償還がなされた事実を見落としていた。

(4) 本件処分

処分庁は、令和3年8月、本件償還の事実気付いた。処分庁は、本件償還があった月の翌月分から令和3年8月分までの本件控除相当額が過支給になっているとして、そのうち同年6月分から同年8月分までの本件控除相当額2万3490円については、上記2(2)イの保護手帳等の定めに基づき、同年9月から6回にわたって月3915円を分割戻入させることとし、同年8月18日付けて、請求人に対し、その旨通知した。

(5) 本件審査請求

請求人は、同年11月20日付けて、本件処分を不服として本件審査請求を行った。

主 張

1 請求人の主張

請求人は、本件借入に対する償還が二女の収入認定から控除されていることについて、処分庁から何の説明もなかったために、認識していなかった。もし、控除がなされている

ことを知っていたら、返済できるだろうかと不安に苛まれることもなかった。

処分庁の担当者からは、何故本件償還のことを言わなかったのかと責められたが、本件償還後2回にわたって、通帳の写しを添えて定期申告をしていたにもかかわらず、本件償還の事実を見落とした処分庁側の落ち度である。

したがって、本件処分は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張

法第61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況に変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされており、そのことは、請求人にも複数回「生活保護のしおり」を渡して、説明してきた。しかし、約59万円という多額の返済があったにもかかわらず、請求人からは何の届出もなかった。

処分庁は、概要第2の2(2)イの保護手帳等の定めに基づき、適法・妥当に本件処分を行ったものである。

理 由

1 争点

争点は、本件処分に違法又は不当な点が認められるかどうかである。

2 本件処分の適法性及び妥当性について(概要第2の2(2)イ・ウの保護手帳等の定め)

請求人は、令和元年5月に約59万円の本件償還を行い、その原資は、毎月の保護費及び本件年金収入が全額使われずに残った分の蓄積で賄われたものであった。

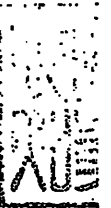
請求人は、処分庁に対し、本件償還を行った旨連絡していなかったが、他方で、本件償還後、令和元年6月と令和2年6月の2回にわたって、年1回の収入・資産の定期申告を行い、育英会に対する償還金が引き落とされていた預金通帳の写しを提出していたが、処分庁は、本件償還がなされた事実を見落としていた。

その後、処分庁が、令和3年8月、本件償還の事実気付いたうえで、概要第2の2(2)イの保護手帳等の定めに基づき本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点が認められるかどうかについて、請求人の主張を踏まえて、次のとおり判断した。

既に支給した保護費を返還させるべき場合に、「生活保護手帳局第10-2-(8)」では、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合<中略>を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」とされており、さらに、「生活保護手帳別冊問答集問13-2」において「確認月からその前々月までの分であっても法第80条を適用すべき事情があるときは、この取扱い認められないこと。」とされており、変更決定処分を行う際には、法第80条を適用すべきかどうかを検討することとなっている。

この点について、請求人の主張では、処分庁からの聴取や資産状況の確認はなく、突然、生活保護変更決定通知書が届いて、本件処分を認識したとの陳述がなされている。

また、請求人は、本件控除による保護費の過支給について認識しておらず、処分庁からは何も説明がなかった旨を主張している。これに対し、処分庁から法第80条の適用を検討したとの主張も検討の記録も確認できないため、法第80条の適用の検討を行っていない。



いと判断せざるを得ない。

したがって、本件処分においては、「生活保護手帳局第10-2-(8)」及び「生活保護手帳別冊問答集問13-2」に基づき、請求人の資産状況その他現存する利益について十分調査した後、法第80条の適用を検討した上で、本件処分をすべきであった。

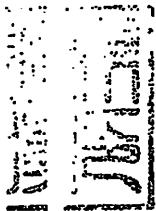
本件処分は、第80条の適用を検討していない点について、不当な点が認められ、取り消されるべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年2月21日

審査庁 長崎県知事 大石 賢吾



(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において、長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。